

## 熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県内中小企業者の金融の円滑化を図り、県内中小企業の振興を図るため、予算の範囲内において利子補給補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金（以下、「当該制度融資」という。）を受けた者のうち、以下の各項のいずれかの要件を満たす者とする。

- 一 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下、「法」という。）第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者に対する当該制度融資の貸付を受けた者
- 二 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けた者のうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付を受けた者
- 三 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けた者のうち、第二号以外の者で、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する当該制度融資の貸付を受けた者

### (交付対象経費等)

第3条 補助金の額は、当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月31日までの間に支払った約定利子の全額とする（遅延損害金は除く）。

- 2 受給資格者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子に限り、交付対象経費とする。

### (補助対象期間)

第4条 補助金を交付する期間は、当該制度融資の実行日から起算して3年間とする。ただし、当該制度融資の実行後に借り換えを行った場合は、借り換えの実行日から起算して3年間とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする受給資格者（以下、「申請者」という。）は、補助対象期間に支払った約定利子に係る補助金について、認定書兼交付申請書兼請求書（別記第1号様式）を以下の各号の書類と合わせ、熊本県知事に申請しなければならない。

- 一 申請者に対する、法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項のいずれかに基づく市町村の認定書の写し
- 二 金融機関が発行した当該制度融資に係る償還（返済）予定表など、毎月の支払利子額が確認できる書類の写し
- 三 貸付金の返済口座の通帳の写し

四 申請者が第2条第2号又は第3号に掲げる者である場合は、別紙申告書①から④のいずれかのうち該当するもの

五 前2号に掲げるもののほか、熊本県知事が必要があると認める書類

- 2 前項における提出期限は、2月1日から同年7月31日までに支払った約定利子（以下、「上半期分」という。）については8月31日、8月1日から翌年1月31日までに支払った利子（以下、「下半期分」という。）については2月10日とする。
- 3 2回目以降の交付申請においては、別記第1-2号様式によることとし、第1項各号の書類を省略することができる。
- 4 熊本県は、第1項の申請書等を確認し、申請者が補助金の補助対象要件を満たしていると認めたときは、補助金申請受理通知書（別記第2号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 5 熊本県知事は、補助金交付対象者における当該制度融資の詳細情報を確認するため、申請の一覧を毎月取りまとめ、取扱金融機関に対して送付するものとし、取扱金融機関は、送付された当該申請者一覧の記載事項を確認し、熊本県宛て返送するものとする。なお、当該申請者一覧の提出期日は事前に熊本県と取扱金融機関とで協議を行った上で設定するものとする。
- 6 熊本県知事は、交付請求額の確認のため、取扱金融機関に対して、受取利子証明（明細）書発行依頼書（別記第3号様式）を送付するものとし、取扱金融機関は、当該依頼書に基づき、第2項で規定する期間において申請者から受け取った当該制度融資に係る受取利子額を証明する書面（別記第4号様式）を熊本県に対して提出するものとする。なお、各書面の提出期日は事前に熊本県と取扱金融機関で協議を行った上で設定するものとする。
- 7 熊本県知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

（交付決定の通知）

第6条 熊本県知事は、前条第1項又は第3項の規定に基づき提出された申請書等及び前条第6項に基づき取扱金融機関から提出された当該制度融資に係る受取利子額を証明する書面について内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するとともに、補助金交付決定額一覧表（別記第6号様式）により取扱金融機関に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 熊本県知事は、前条の補助金の交付決定の通知後、速やかに申請者に対して補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 熊本県知事は、当該制度融資の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該貸付に係る補助金の全部又は一部について、これを交付せず、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- 一 虚偽の申請を行ったとき
- 二 当該制度融資をその借入れの目的以外の目的に使用したとき
- 三 規則、この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反した時

(書類の保存)

第9条 申請者は、本事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。